

令和4年4月1日 令和2年改正個人情報保護法が施行！

改正個人情報保護法への 対応はお済みですか？

改正範囲は多岐に渡りますが、個人情報を取り扱う企業のデータ利活用に関する規制が緩和される一方で、法人・個人に関わらず、命令違反や虚偽申告を行った場合は**法定刑が引き上げられ、法人には最高1億円の罰金が課せられます**。また、個人情報を取り扱う権利の拡大が行われています。事業者の規模に関係なく、個人情報の取り扱いが厳格化される傾向にあります。

■ 改正法対応の重大ポイントの一例

漏えい等 報告・ 本人通知	万が一に備え漏えい等報告・本人通知の手順を整備されていますか？ 個人の権利利益を害するおそれ大きい、漏えい等の事態が発生した場合等には、個人情報保護委員会への報告と個人（情報が漏えいした人）への通知が義務化されます。
越境移転	個人データを外国の第三者へ提供されていますか？ 外国にある事業者個人データを提供する場合には、本人からの同意を取得し、移転先事業者の所在国の名称や当該国における個人情報保護に関する制度等の情報提供の充実等が求められます。
法定公表 事項	安全管理措置を公表する等本人の知り得る状態に置かれていますか？ 安全管理措置が講じられている状況について、本人が把握できるように安全管理のために講じた措置の公表等が義務化されます。

その他改正ポイントにつきましては、以下の個人情報保護委員会のホームページにてご確認ください。
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

改正個人情報保護対応への対応をサポートします！

リスクマネジメントサービスによるサポート

AIG損保では、個人情報保護や個人情報漏えいに関するセミナー、ワークショップなどお客さまのニーズにあわせて様々なサービスを提供することにより、お客さまのリスクマネジメント活動を支援いたします。

1

【講習(セミナー)サービス】

◆講師派遣サービス

改正個人情報保護法のポイントや個人情報漏えい時の対応についてなど、お客さまのご要望に応じた内容でわかりやすいセミナーを提供します。お客さまの社内ルールを盛り込むことにより、従業員の理解を深め、個人情報保護に関する教育啓蒙活動の一環としてご活用いただけます。

◆オンライン講習サービス

リモート環境を活用することで、複数拠点からの参加や参加人数の制限なくサービスを提供します。『講師派遣サービス』と同等のクオリティを『オンライン講習サービス』でも開催することが出来ます。



2

【個人情報漏えい事故体験型ワークショップサービス】

架空企業の『個人情報漏えい事故』を疑似体験しながら、義務化される「個人情報保護委員会への報告」と「本人通知」の実施タイミングや対応時の具体的なポイントについて学ぶことができます。

個人情報漏えい対応について参加者がグループワークで積極的かつ意欲的に意見交換を行う議論の中で気づきを得て学ぶ参加型研修会となります。個人情報漏えい防止の取り組みの必要性を再認識するとともに、不測の事態に備えたリスクマネジメント活動にお役立ていただけます。



3

【コンサルティングサービス】

法令等が求める個人情報保護対応に関するお客さまの取り組み状況を確認することにより、管理体制の改善をサポートいたします。

◆個人情報管理簡易診断サービス（牛島総合法律事務所 影島広泰弁護士が監修）

個人情報の安全管理措置・体制に関する主な6項目について、全50問の質問にご回答いただき報告書を作成します（改正個人情報保護法に対応）。

注：専任のシステム会社、弁護士、危機管理コンサルタント等がいる企業には簡易すぎることがありますのでご注意ください。

◆既存規程類（個人情報保護規程、個人情報漏えい対応マニュアル等）へのアドバイス

個人情報関連規程類を確認することにより、安全管理対策、個人情報漏えい時の対応体制や対応手順などに関して実践的な観点より見直しのポイントについてWeb面談や報告書を通じてアドバイスをいたします。



AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>